

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

平成 30 年 月 日

申請者 氏名又は名称 〒630-0251 奈良県生駒市谷田町808番地
 住所 仲野水道設備株式会社
 代表取締役 野 恵 司
 電話番号 TEL0743-74-6800 FAX0743-75-3599
 FAX番号 0743-72-0066 現場事務所
 メールアドレス 78-9111
 kamekichi@nakano-suidou.com

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 5 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者	✓	22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者	✓	23	王寺町 水道事業管理者	✓
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 水道事業管理者		13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者	✓	21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

指定給水装置工事事業者指定申請書

水道事業者 殿

平成 年 月 日

申請者 氏名又は名称
住 所
代表者氏名

〒630-0251 奈良県生駒市谷田町808番地

仲野水道設備株式会社

代表取締役 中野 恵司

TEL 0743-74-6800 FAX 0743-75-3599 印



水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名		
氏	フリガナ	氏
代表取締役	中野 恵司	監査役
取締役	石川 真次	松元 敏史
取締役	中野 和子	
取締役	中野 陽泰	
取締役	松元 陽美	
取締役	糸賀 清美	

事業の範囲	上下水道・給水衛生設備の工事 他
-------	------------------

機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり
---------------	--------

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	仲野水道設備株式会社
上記事業所の所在地	郵便番号 630-1251 住所 奈良県生駒市谷田町808番地 電話番号 0743-74-6800 FAX番号 0743-75-3599 メールアドレス kamekichi@nakano-suidou.com
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
石川 真次 稲富 将人 中野 憲昇	第 78000号 第 240313号 第 292629号

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上記事業所の所在地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別表（水道法施行規則第18条関係）

機 械 器 具 調 書

平成 年 月 日 現在

種 別	名 称	型式、性能	数量	備 考
管の切断用の 機械器具	金切りのこ	固定式鋸弦 L W 1401 (13~100mm)	2	
	パイプカッター		2	
	塩ビカッター	V C 20	6	
	〃	V C 40	2	
	セーパーソー	J R 3070 C T	1	
管の加工用の 機械器具	パイプねじ切り器	N-100 A	1	
	〃	F-80 A	1	
	〃	F-25 A	1	
	溝切りグルバー やすり	300平型判丸型	1	
管の接合用の 機械器具	トーチランプ	ガスボンベ式 13~40mm	5	
	パイプレンチ		4	
	〃	50~100mm	6	
	スパナ 融着器		10 1	
水圧ポンプ テスト	手動テスト	T 10 K	4	
	電動式テスト	K Y-20 A	1	

(注) 種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、
「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからホまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

平成 30 年 月 日

申請者

氏名又は名称

住 所

代表者氏名

〒630-0251 奈良県生駒市谷田町808番地

仲野水道設備株式会社

代表取締役 中野 恵 司 印

TEL0743-74-6800 FAX0743-75-3599

水道事業者 殿

履歴事項全部証明書

奈良県生駒市谷田町808番地
仲野水道設備株式会社

会社法人等番号	1500-01-005073	
商号	仲野水道設備株式会社	
本店	奈良県生駒市谷田町878番地	
	奈良県生駒市谷田町808番地	平成 4年 6月 1日移転 -----
公告をする方法	官報に掲載してする	
会社成立の年月日	昭和34年9月30日	
目的	<ol style="list-style-type: none"> 1. 上下水道、給水衛生設備の設計施工並びに請負 2. 管敷設工事及び改修工事の設計施工並びに請負 3. 土木工事、建築工事の設計施工並びに請負 4. 給湯、暖房及び各ポンプ設備の設計施工並びに請負 5. 汚水浄化装置の設計施工並びに請負 6. 患者搬送装置の製造並びに販売 7. 消防用機械器具の製造並びに販売 8. 太陽光、風力等を利用した発電装置及び関連機器の開発並びに販売 9. 住宅、店舗、事務所等の増改築並びにリフォーム 10. 不動産賃貸業 11. 前各号に附帯関連する一切の業務 	
発行可能株式総数	6万4000株	
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 4万株	
株券を発行する旨の定め	当会社の株式については、株券を発行する 平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 2日登記	
資本金の額	金2000万円	
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。	

役員に関する事項	<u>取締役</u>	<u>中野 恵司</u>	平成25年12月30日重任 ----- 平成26年 1月27日登記
	取締役	中野 恵司	平成27年12月30日重任 ----- 平成28年 3月 4日登記
役員に関する事項	<u>取締役</u>	<u>中野 貞子</u>	平成25年12月30日重任 ----- 平成26年 1月27日登記
			平成27年 9月20日辞任 ----- 平成27年 9月30日登記
	<u>取締役</u>	<u>石川 真次</u>	平成25年12月30日重任 ----- 平成26年 1月27日登記
	取締役	石川 真次	平成27年12月30日重任 ----- 平成28年 3月 4日登記
役員に関する事項	<u>取締役</u>	<u>中野 和子</u>	平成25年12月30日重任 ----- 平成26年 1月27日登記
			平成27年12月30日重任 ----- 平成28年 3月 4日登記
	取締役	中野 和子	平成27年12月30日重任 ----- 平成28年 3月 4日登記
			平成28年 3月 4日登記
役員に関する事項	<u>取締役</u>	<u>中野 陽泰</u>	平成25年12月30日重任 ----- 平成26年 1月27日登記
			平成27年12月30日重任 ----- 平成28年 3月 4日登記
	取締役	中野 陽泰	平成27年12月30日重任 ----- 平成28年 3月 4日登記
			平成28年 3月 4日登記
役員に関する事項	<u>取締役</u>	<u>松元 陽美</u>	平成25年12月30日重任 ----- 平成26年 1月27日登記
			平成27年12月30日重任 ----- 平成28年 3月 4日登記
	取締役	松元 陽美	平成27年12月30日重任 ----- 平成28年 3月 4日登記
			平成28年 3月 4日登記

	取締役 <u>糸賀清美</u>	平成25年12月30日重任 ----- 平成26年 1月27日登記
	取締役 <u>糸賀清美</u>	平成27年12月30日重任 ----- 平成28年 3月 4日登記
	<u>奈良県生駒市谷田町808番地</u> 代表取締役 <u>中野恵司</u>	平成25年12月30日重任 ----- 平成26年 1月27日登記
	奈良県生駒市谷田町808番地 代表取締役 <u>中野恵司</u>	平成27年12月30日重任 ----- 平成28年 3月 4日登記
	監査役 <u>松元敏史</u>	平成23年12月30日重任 ----- 平成24年 2月 3日登記
	監査役 <u>松元敏史</u>	平成27年12月30日重任 ----- 平成28年 3月 4日登記
	監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある	----- 平成28年 3月 4日登記
取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 2日登記
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 2日登記
登記記録に関する事項	平成元年法務省令第15号附則第3項の規定により	平成17年 2月17日移記

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

(奈良地方法務局管轄)

平成30年 1月26日

奈良地方法務局
登記官

岡 本 泰 自



仲野水道設備株式会社
定 款

～ 定 款 ～

第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、仲野水道設備株式会社と称する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 上下水道、給水衛生設備の設計施工並びに請負
2. 管敷設工事及び改修工事の設計施工並びに請負
3. 土木工事、建築工事の設計施工並びに請負
4. 給湯、暖房及び各ポンプ設備の設計施工並びに請負
5. 汚水浄化装置の設計施工並びに請負
6. 患者搬送装置の製造並びに販売
7. 消防用機械器具の製造並びに販売
8. 太陽光、風力等を利用した発電装置及び関連機器の開発並びに販売
9. 住宅、店舗、事務所等の増改築並びにリフォーム
10. 不動産賃貸業
11. 前各号に附帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を奈良県生駒市に置く。

(公告の方法)

第4条 当社の公告は、官報に掲載してする。

第2章 株式

(発行する株式の総数)

第5条 当社の発行する株式の総数は、64,000株とし、その株式は、すべて額面株式とする。

(額面株式1株の金額)

第6条 当社の発行する額面株式1株の金額は、500円とする。

(株券)

第7条 当社の株券は、1株券、10株券、100株券、500株券及び1,000株券の5種類とする。

(株式の譲渡制限)

第8条 当社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。

(名義書換)

第9条 当会社の株式につき名義書換を請求するには、当会社で定める請求書に記名押印し、これに株券を添えて提出しなければならない。

② 譲渡以外の事由による株式の取得である場合には、当会社の請求により、その事由を証する書面及び株券を提出しなければならない。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第10条 当会社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が記名押印し、これに株券を添えて提出しなければならない。

その登録又は表示の抹消についても同様とする。

(株券の再発行)

第11条 株券の分割、併合、汚損等の事由により株券の再発行を請求するには、当会社所定の書式による請求書に記名押印し、これに株券を添えて提出しなければならない。

② 株券の喪失によりその再発行を請求するには、当会社所定の書式による請求書に記名押印し、これに除権判決の正本又は謄本を添えて提出しなければならない。

(手数料)

第12条 前3条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

(株主名簿の閉鎖)

第13条 当社は、営業年度末日の翌日から定時株主総会の終結の日まで株主名簿の記載の変更を停止する。

- ② 前項の場合のほか、株主又は質権者として権利を行使すべき者を確定するため必要があるときは、取締役会の決議により、株主名簿の記載の変更を停止し、又は基準日を定めることができる。この場合には、その期間又は基準日を2週間前に公告するものとする。

(株主の住所等の届出)

第14条 当社の株主及び登録された質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当社所定の書式により、その氏名、住所及び印鑑を当社に届け出なければならない。届出事項に変更を生じたときも、その事項につき同様とする。

第3章 株主総会

(招集)

第15条 当社の定時株主総会は、営業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。

(議長)

第16条 株主総会の議長は、社長がこれに当る。社長に事故がある

ときは、他の取締役がこれに代わる。

(決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合のほか、出席した株主の議決権の過半数をもって決する。

第4章 取締役、監査役代表取締役及び取締役会

(取締役及び監査役の員数)

第18条 当社の取締役は3名以上8名以内、監査役は3名以内とする。

(取締役及び監査役の選任)

第19条 当社の取締役及び監査役は、株主総会において発行済株式の総数の3分の1以上に当る株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

② 当社の取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(取締役及び監査役の任期)

第20条 取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する

定時株主総会の終結の時までとする。

- ③ 補欠又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。
- ④ 補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(取締役会の招集)

第21条 取締役会は、その定めるところによりこれを招集するものとし、その通知は各取締役に対して 会日の3日前に発するものとする。

ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(代表取締役及び役付取締役)

第22条 当会社に、社長1名を、必要に応じて、専務取締役及び常務取締役各若干名を置き、取締役会の決議により、取締役の中から選任する。

② 社長は、当会社を代表する。

③ 社長のほか、取締役会の決議により、当会社を代表する取締役を定めることができる。

(業務執行)

第23条 社長は、当会社の業務を統轄し、専務取締役又は常務取締役は、社長を補佐してその業務を分掌する。

② 社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序に従い、他の取締役が社長の職務を代行する。

(報酬及び退職慰労金)

第24条 取締役及び監査役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議をもって定める。

第5章 計 算

(営業年度)

第25条 当会社の営業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までの年1期とする。

(利益配当)

第26条 利益配当金は、毎決算期における株主名簿に記載された株主又は質権者に配当する。

- ② 利益配当金はその支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

以上は現行定款に相違ありません。

仲野水道設備株式会社

代表取締役 中野 恵司

平成30年1月26日

給水装置工事主任技術者証



免状番号 第78000号
交付年月日 平成10年 8月 5日
本 籍 大阪府
フリガナ イシカワ シンジ
氏 名 石川 真次
生年月日 昭和35年11月 5日

財団法人 給水工事技術振興財団理事長



給水装置工事主任技術者証



免状番号 第240313号
交付年月日 平成19年 2月20日
本籍 奈良県
フリガナ イナトミ マサト
氏名 稲富 将人
生年月日 昭和56年 5月19日



財団法人 給水工事技術振興財団理事長

第二九二六二九号

給水装置主任技術者免状

本籍 奈良県

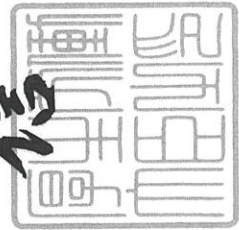
氏名 中野 憲 昇

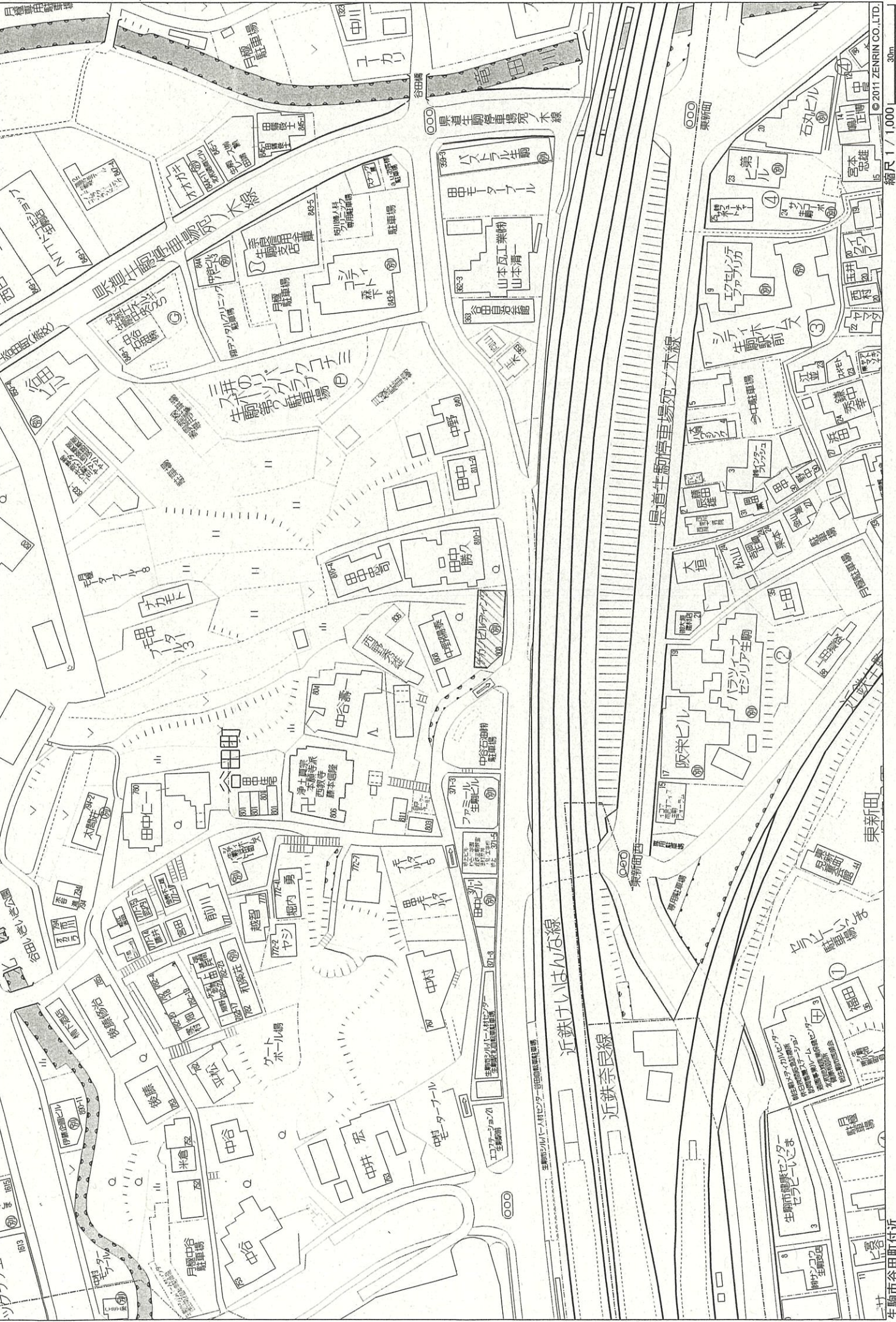
平成元年十二月十四日生

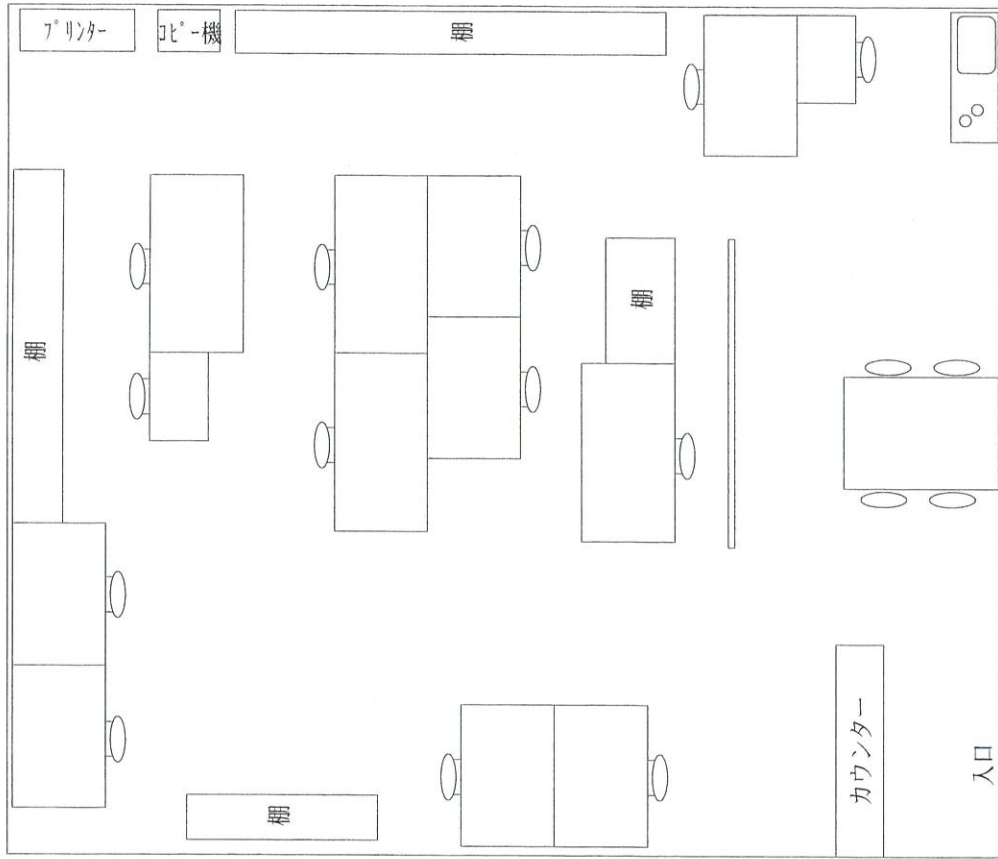
水道法昭和五十九年法律第百七十七号の
規定により給水装置主任
技術者免状を交付する。

平成三十年一月二十四日

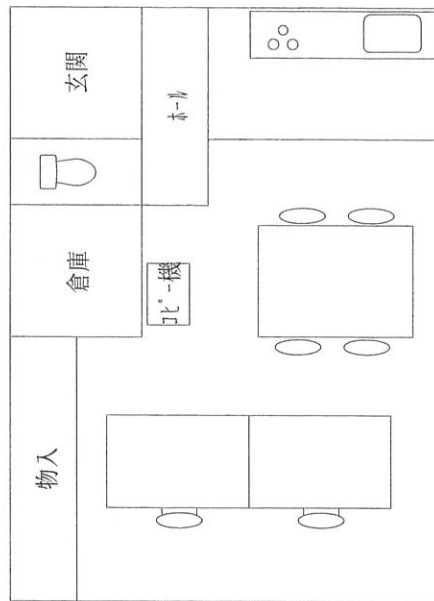
厚生労働大臣 加藤勝信







事務所 平面図



経理室 平面図

女性による
女性のための
整体院
TEL 0743-73-2020

華豊治療院
はりきり
ご予約 お問い合わせは ☎ 74-4755

力塾
RIKI JUKU

日本語 英会話
外国人 先生

力塾
rikijuku.com

白学館 力塾

学習館 力塾
RIKI JUKU
TEL 74-9793

ニキビ、シミ、肌アレで、お悩みの方に...
2007イル 美顔教室では、まずお肌の正しい知識を学びます。

2007イル
美顔教室
ロビン
☎ 0743-75-2756

TEL 0743-21-9937
TEL 0742-93-8818

力塾

力塾

仲野水道設備株式会社

新堀キター音楽院

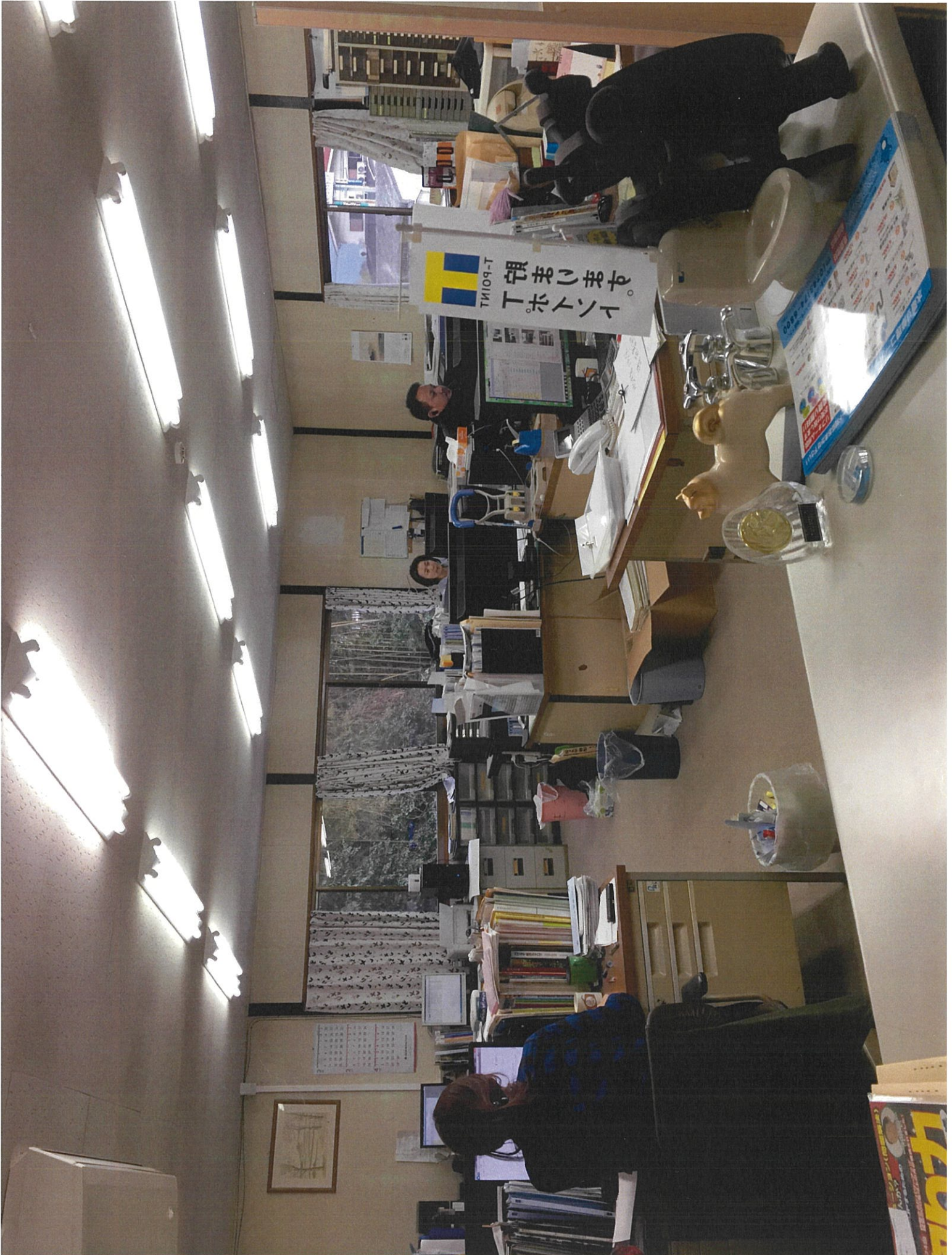
当ビル
4F

教室案内

レッスン日程
新堀キター音楽院
教室案内







指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

平成 年 月 日

申請者 氏名又は名称

住所

代表者氏名

電話番号

FAX番号

メールアドレス kamekichi@nakano-suidou.com

〒630-0251 奈良県生駒市谷田町808番地

仲野水道設備株式会社

代表取締役 中野 恵司

TEL 0743-74-6800 FAX 0743-75-3599

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 5 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者	✓	22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者	✓	23	王寺町 水道事業管理者	✓
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 水道事業管理者		13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者	✓	21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

様式第3 (水道法施行規則第22条関係)

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

水道事業者 殿

平成30年 月 日

〒630-0251 奈良県生駒市谷田町808番地
届出者 仲野水道設備株式会社印
代表取締役 中野 恵司
TEL 0743-74-6800 FAX 0743-75-3599

水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の 選任 の届出
解任
をします。

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	仲野水道設備株式会社	
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号	選任・解任の年月日
イカリ シンジ 石川 真次	第78000号	
イトミ マサト 稲富 将人	第240313号	
カノ ケンショウ 中野 憲昇	第292629号	

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

給水装置工事主任技術者証



免状番号 第78000号
交付年月日 平成10年 8月 5日
本 籍 大阪府
フリガナ イシカワ シンジ
氏 名 石川 真次
生年月日 昭和35年11月 5日

財団法人 給水工事技術振興財団理事長



給水装置工事主任技術者証



免状番号 第240313号
交付年月日 平成19年 2月20日
本籍 奈良県 伊都賀町 マサト
氏名 稲富 将人
生年月日 昭和56年 5月19日



財団法人 給水工事技術振興財団理事長

第二九二六二九号

給水装置主任技術者免状

本籍 奈良県

氏名 中野 憲 昇

平成元年十二月十四日生

水道法(昭和三十九年法律第百七号)の
規定により給水装置主任
技術者免状を交付する。

平成三十年一月二十四日

厚生労働大臣 加藤勝信

